田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の観光事業者等が連携して行う観光客の誘客の促進、シティセールスの促進、観光客の利便性の向上及び観光事業者等の人材育成・組織強化を図るための事業に対し、市が事業費の一部を負担することで観光事業者等による活動を促進し、もって、本市の経済の活力向上及び観光産業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 田原市内に住所を有する個人又は田原市内に事業所を有する法人（個人事業主を含む。）の代表者若しくは構成員であること。

(2) 前号に規定する者３名以上で組織される団体であること。

２　前項の規定にかかわらず、前項第２号に規定する団体が４名以上の者で組織されている場合で、当該団体を組織する者のうち３名が前項第１号の規定を満たしているときは、補助金の交付を受けることができる。

（補助対象等及び補助金の額）

第３条　補助金の補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者名簿（様式第２号）

(2) 事業計画書（様式第３号）

(3) 収支及び経費の内訳に関する計画書（様式第４号）

(4) 審査に関する書類（様式第５号）

（事業の審査及び交付決定）

第５条　市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、速やかに審査会を開催し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（交付決定通知）

第６条　市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、田原市観光事業者等提案事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、必要と認めるときは、補助金の交付決定において、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請変更（中止）届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定を受けた事業（以下｢補助事業｣という。）の内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

２　交付決定者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞無くその旨を市長に報告し、指示を受けるものとする。

３　市長は、第１項の届出があった場合は、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定の内容の変更又は中止を決定するものとする。

４　市長は、前項の規定により変更又は中止を決定したときは、田原市観光事業者等提案事業補助金交付決定変更（中止）通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、田原市観光事業者等提案事業実績報告書（様式第９号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 当該補助金交付決定通知書又は交付決定変更通知の写し

(2) 収支計算書（様式第１０号）

(3) 事業に要した経費を証する領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第９条　市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、田原市観光事業者等提案事業補助金確定通知書（様式第１１号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１０条　交付決定者は、前条の通知書を受けた日から起算して１５日以内に田原市観光事業者等提案事業補助金請求書（様式第１２号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査したうえ、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第１１条　交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 法令等及び本要綱の定めに違反したとき。

(2) 虚偽又は不正の申請により交付を受けたとき。

(3) 第７条第１項の届出を行わずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、田原市観光事業者等提案事業交付決定取消通知書（様式第１３号）により交付決定者に通知するものとする。

（遅延利息）

第１３条　市長は、前条第１項の規定により、補助金の返還を求めた場合において、交付決定者がこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額につき年１４．６％の割合で計算した遅延利息の支払いを交付決定者に対し請求するものとする。

２　市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めのない事項については、田原市補助金交付要綱（昭和５１年４月１日施行）の定めるところによる。

２　この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年６月２日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１２条及び第１３条の規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

　　　附　則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱附則の要綱の失効に関する規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和２年３月２３日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に改正前の田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式の用紙は、改正後の田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 | 備考 |
| 観光事業者等提案事業 | 観光客の誘客の促進、シティセールスの促進、観光事業者等の人材育成及び組織強化を図るための事業を実施するための経費 | 1年目　補助対象経費の10/10以内2年目　補助対象経費の7/10以内3年目　補助対象経費の5/10以内 | 20万円 | 国、県及び他の市町村から助成を受ける場合は、対象外 |
| 観光地等整備事業 | 観光客の利便性の向上のため環境整備等を実施するための経費 | 補助対象経費の1/2以内 | 50万円 | 国、県及び他の市町村から助成を受ける場合は、対象外 |

※１　公租公課、土地取得費、土地賃借料、食糧費、振込手数料等、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用は対象外とする。

※２　旅費については、公共交通機関を利用する場合は、田原市職員の旅費に関する条例を準用するものとする。ただし、自家用車等を利用することにより公共交通機関を利用するよりも安価になる場合は、燃料費を除いた高速道路通行料金などの実費相当分を補助対象経費として認めるものとする。

様式第１号（第４条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

田原市長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　申請者（代表）

　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　電話

　田原市観光事業者等提案事業補助金の交付を受けたいので、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金の交付を受けようとする事業の名称等

名称：

補助対象事業：（観光事業者等提案事業・観光地等整備事業）

観光事業者等提案事業の場合、補助年度数：（１年目・２年目・３年目）

２　活動の着手及び完了の予定期日

　　　着手：　　年　　月　　日

　　　完了：　　年　　月　　日

３　活動に要する経費

　　　　　　　　　　　　　円（うち補助対象経費　　　　　　　円）

４　交付を受けようとする補助金の額

　　　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

様式第２号（第４条関係）

申請者名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 業種・店舗名等 | 住所又は事業所所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第３号（第４条関係）

事業計画書

１　目的

２　実施日時又は実施期間

３　実施場所

４　事業の内容（事業の具体的内容について説明してください。）

５　その他

様式第４号（第４条関係）

収支及び経費の内訳に関する計画書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 予算額 | 内　　訳 |
| 補助金 |  |  |
| 自己資金その他の資金 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 予算額 | 内訳 | 補助対象経費 |
|  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

（注）１ 収入の内訳には、金額の算出根拠を記載してください。

　　　２ 支出の内訳には、金額の算出根拠及びその根拠となる見積書などを添付してください。

様式第５号（第４条関係）

審査に関する書類

この様式は、提案事業採択の審査における重要な参考資料です。次の観点についてのPRをできるだけ具体的に記入してください。

○事業に対する熱意があり、実現性が高いこと。

○事業の広がり・充実度など、助成を行う効果が高いこと。

事業の名称：

|  |
| --- |
| 期　待　さ　れ　る　効　果、Ｐ　Ｒ　な　ど |
|  |

様式第６号（第６条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付（不交付）決定通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

（申請代表者）　様

田原市長　　　　　　　　印

　　年　月　日付けで申請がありました田原市観光事業者等提案事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　交付申請のあった事業の名称

２　審査結果

３　補助金の額　　　　　　　　　　　　円

４　補助金の交付条件

様式第７号（第７条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請変更（中止）届

　　年　　月　　日

田原市長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　申請者（代表）

　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　号で補助金の交付決定を受けた田原市観光事業者等提案事業の内容を下記のとおり変更したいので、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事業名 |  |
| 変更・中止の別 | 変更　・　中止 |
| 変更・中止年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更の場合 | 変更事項 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |

※交付申請書の添付書類で変更があるものは添付すること。

様式第８号（第７条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付決定変更（中止）通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

田原市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで届出のあった田原市観光事業者等提案事業の内容の変更について、下記のとおり変更（中止）決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事業名 |  |
| 変更・中止の別 | 変更　・　中止 |
| 変更・中止年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更事項（変更の場合） |  |

様式第９号（第８条関係）

田原市観光事業者等提案事業実績報告書

　　年　　月　　日

田原市長　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　申請者（代表）

　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　電話

　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　号で交付決定を受けた田原市観光事業者等提案事業が完了しましたので、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実施状況

　(１)　事業の名称

　(２)　事業の着手及び完了年月日

　　　　着手日：　　年　　月　　日

　　　　完了日：　　年　　月　　日

(３)　補助事業の実績及び効果

２　添付書類

(1)　収支決算書（第１０号様式）

(2)　事業に要した費用の領収書の写し

(3)　事業実施にかかる日程、参加者名簿、記録写真など事業実績を明らかにする資料

(4)　その他必要と認められる資料

様式第１０号（第８条関係）

収支決算書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 内訳 |
| 補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金その他の資金 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目及び内訳 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 補助対象経費 | 領収No |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |

（注）１　収入の部（支出の部）の差額欄は、予算額から決算額を差し引いた額を記載してください。

２　支出の部の「補助対象経費」欄の金額を証する書類として、通し番号を付した領収書(写)を添付し、その番号を「領収No」欄に記載してください。

様式第１１号（第９条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金確定通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

田原市長

　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった田原市観光事業者等提案事業の補助金の交付について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 補助金の額 | 円 |
| 交付の条件等 | 　　　　年　　月　　日付による交付決定通知書に記載のとおり |

備考

（１）田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱の定めに違反したときは、この決定の取消しにより市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。

（２）この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第１２号（第１０条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金請求書

　　年　　月　　日

田原市長　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　申請者（代表）

　　　　　　　　　　　　　　住所　〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　電話

　　年　　月　　日付け　　　　第　　　号で補助金額の確定通知を受けた田原市観光事業者等提案事業の補助金を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　　円

２　補助金の振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | 金融機関名 | 　　　　　　銀行　　　　　　信用金庫　　　　　　　　　　本店　　　　　　信用組合　　　　　　　　　　　　　　　　　農協　　　　　　　　　　　　支店 |
| 預金の種類及び番号 | 普通　　　　預金　口座番号当座 |
| 口座名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （注）口座名はカタカナで記入し、濁点、半濁点は１字として記入してください。 |

様式第１３号（第１２条関係）

田原市観光事業者等提案事業補助金交付決定取消通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

田原市長　　　　　　　　　　印

　田原市観光事業者等提案事業補助金の交付決定について、田原市観光事業者等提案事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 交付決定額 | 円 |
| 交付決定通知 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　第　　　　　号　　　 |
| 取消し年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 取消し内容 |  |
| 取消し理由 |  |